

川崎市実費徴収に係る補足給付事業補助金（副食材料費）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することについて、必要となる事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助の対象となる者は、特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次の第1号若しくは第3号に該当する者又は第2号に掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者とする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が77,101円未満である者
- (2) 政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者
- (3) 政令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

（補助対象経費及び金額）

第3条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助対象者に係る施設等利用給付認定子ども（満3歳以上の者に限る。以下「認定子ども」という。）が、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園（以下「幼稚園等」という。）が認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。）を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）にかかる実費徴収額とする。

- 2 補助金額は、認定子ども1人当たり月額4,900円又は前項で規定する対象経費の支出額のうち、いずれか少ない額とする。

(認定の申請)

第4条 補助金の交付対象者となる認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)

は、別に定める認定申請書を子どもが在園する幼稚園等に提出する。

2 幼稚園等は、前項により提出された書類を取りまとめ、市長が指定する日までに、市長に提出する。

3 認定申請者は、認定申請書を提出後、法第30条の5に規定する施設等利用給付認定の効力がなくなるまで、認定申請書の提出は、不要とする。ただし、世帯状況の変更等が生じた場合は、幼稚園等を通じて、認定申請書及び必要書類を市長に提出する。

(認定の決定)

第5条 市長は、前条の認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付対象者の可否を決定し、別に定める交付(不交付)決定通知書により認定申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、別に定める交付請求書を認定子どもが在園する幼稚園等に提出する。

2 幼稚園等は、前項により提出された書類を取りまとめ、市長が指定する日までに、市長に提出する。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の交付請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付する場合の補助金額を決定し、別に定める交付額等決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付金額を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者又は対象となる施設に対して、関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要となる事項については、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(認定の申請)

2 この要綱の施行日前に、幼稚園等に在園し補助金の交付対象者となる認定を受けようとするときは、第4条に基づき、認定申請書を提出する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。